

雇い止めと時間休のデータサイエンス



Q. 島大のパートの求人票はど〜れだ？

A

B

時給	940円
契約更新	あり (最大5年間)
就業時間	10:15~17:00 (休憩45分)
仕事の内容	電話対応・データ入力・機材運搬 等
学歴	不問
経験	不問
免許・資格	不問

時給	817円
契約更新	あり (最大5年間)
就業時間	9:00~16:00 (休憩60分)
仕事の内容	データ作成・文書作成・電話対応・ 来客対応 等
学歴	高校卒業以上
経験	パソコン操作ができること
免許・資格	不問

C

D

時給	817円
契約更新	あり (最大5年間)
就業時間	9:00~16:00 (休憩60分) 残業あり(平均月5時間)
仕事の内容	生体情報・RI 実験部門での実験補助 業務と管理・運營業務の補佐
学歴	不問
経験	バイオ系や生化学系の教育を受けた者 または生化学等の実験経験を有する者
免許・資格	不問

時給	850円
契約更新	あり (原則更新)
就業時間	9:00~14:30 (休憩30分) 残業あり(平均月5時間)
仕事の内容	学内の食堂において、主に調理補助・ 出食業務
学歴	不問
経験	不問
免許・資格	不問

E

F

時給	977円
契約更新	あり (令和3年度末まで)
就業時間	週5日勤務
仕事の内容	資料作成・書類整理・経費管理・ メール・電話対応
学歴	高校卒業以上(望ましい)
経験	パソコン操作ができること
免許・資格	不問

時給	850円 (土日950円)
契約更新	—
就業時間	7:00~19:00 うちの4~6時間
仕事の内容	青果のバックヤード作業(シール貼り、 簡単な加工、商品品出し)
学歴	不問
経験	不問
免許・資格	不問

答え: A → 鳥取大学(米子)某センター, B → 島根大学某学部, C → 島根大学某学部, D → 島根大学生協
E → 山口大学某課, F → 松江の某スーパーマーケット

I. 雇い止め問題について

島根県の最低賃金は790円です。また、島根県の有効求人倍率は1.59倍(2019年7月)です。2014年度1.11倍→2015年度1.30倍→2016年度1.50倍と、人手不足が年々深刻化していていることが数字から読み取れます。¹

県内企業は人を集めるために被雇用者の待遇改善を推し進めています。たとえばアルバイト情報サイトによると、パート・アルバイトの平均時給は850円～887円となっています。²

さて、ひるがえってわが島根大学がどんな努力をしているかという、

- 時給は817円
- 経験や業務をあれこれ要求
- 5年で雇い止め
- 正規職員への登用試験に厳しい制限（継続して2年の勤務実績、毎年1名程度の登用）

……(°Д°)ポカーン。当然人は集まらず、事務の各部署から悲鳴が上がっています。

人事労務課が取りまとめて7人の求人を出したが、応募してきたのは1, 2人だけだった!

応募はしてくれても、「他に決まったので」と断られた!

応募者が1人だけで人事が流れてしまった!

60代(定年オーバー)の人が1人応募しただけ!

5年ごとに新人教育するのは大変!

事務職員がいないので、看護師が受付をしている!

島根大学職員組合は 2016 年度より、やる気のある有期雇用職員に長く働いてもらえるよう、無期転換ルールを作るよう大学に求めてきました。今年度も、広範な無期転換のルール作りを目指して大学と交渉していきます！ また、正規職員登用の門戸を広げることもあわせて要求していきます！

注

1. 島根県雇用政策課 <https://www.pref.shimane.lg.jp/industry/employ/joho/josei/saikinnokoyousitugyoujyousei.html>
2. モッピーバイト https://moppy-baito.com/shimane/pref_souba/
タウンワーク <https://townwork.net/shimane/jikyuu/>
シフトワークス https://sftworks.jp/list/pref_32/mjob_11 (いずれも 10/7 アクセス)

II. 時間休の問題について

○時間休制限、困った！！

有給休暇は①1 日単位、②半日単位、③1 時間単位で取得することができます。島根大学は今年度から、時間単位の有休取得を最大 5 日分(約 40 時間分)とすることを決めました。

この変更によってとても困っている人が出ています。たとえば、ある職員が毎週 2 回通院するために 1 時間だけ休まねばならないとします。1 か月で 8 回行くとして年 96 時間分の有休が必要です。これまでは時間休を 96 時間(12 日分)取れば OK でした。しかし、今年度から時間休は 40 時間(5 日分)だけなので、残りの 56 時間(=56 回の通院)は半日休 28 日分で賄わなければなりません。つまり、制度の変更によって、通院のための有休は 12 日→33 日へと激増してしまうのです。

有期雇用職員の有休は 10 日分からスタートします。そして、育児や介護などでチョコチョコと席を外さねばならない人は少なからずいます。時間休の制限はこういった人達にとって大きな悩みの種なのです。

○時間休制限、どうして？

大学がこの制限を設けたのは理由あってのことです。昨年成立したいわゆる「働き方改革関連法」により、有休の 5 日分は時季を指定して与えねばならず、また、きちんと休養させるという目的から、時季指定の有休 5 日分は時間単位で取得してはならないとされたのです。

そうすると、10 日分の有休をもつ職員は「時季指定の有休 5 日分+時間単位でもよい有休 5 日分」をもっていることになり、必然的に「時間単位の有休は 5 日分に限る」ということになるわけです。

大学の今回の決定は、この制限を 10 日以上有休をもつ職員にも適用したものです。労働基準法第 39 条第 4 項(平成 20 年改正)は、時間単位の有給休暇を「五日以内に限る」としていますから、今回の大学の決定は法の上限をそのまま採用したものとと言えます。

時間休の制限を課すにあたって、大学は半日休を新たに導入しました。大学としても職員の年休取得の利便性が下がらないように配慮していることがうかがえます。

○時間休制限、それでも！

とは言え、もっとよい方法はないのでしょうか？ 組合は現在、他大学の状況を調査しています。法律を上手に解釈して、時間休の制限を実質的に課していない大学もあることが分かりました。また、弁護士の先生にも相談して、法律の趣旨にそった解決法を考え、交渉の席で大学側に提案していきたいと思っています。

○時間休制限、ご意見募集！

なるべく多くの当事者の意見をていねいに聴き、ベストの解決策を探りたいと思っています。時間休の制限によってどんな不便をこうむっているか、どんな改善策が良いと思うかなど、なんでも結構です。体験談、ご意見を組合までお寄せください！！ 非組合員の方からのご意見も大歓迎です！

組合に加入してください！

職員の待遇について義憤を感じたとき、私たちに何ができるでしょうか？ 組合に加入して待遇改善をサポートしませんか？ 下の加入申込書を学内便またはファックスで組合までお送りください。これまでの呼びかけに応じて加入してくださった方、ありがとうございます！

島根大学職員組合（法文学部棟2階251室）：shimane-uu@soc.shimane-u.ac.jp

Tel & Fax (0852)32-6407, 内線 2198 (出雲キャンパスからは 92198)



島根大学職員組合加入申込書

		記入日	年	月	日
ふりがな 氏名	生年月日		年	月	日
所属	職種				
メール @ .shimane-u.ac.jp					
同意書					
私は、島根大学職員組合が組合費算定のため、島根大学から私の現在適用俸給表、級及び号俸等について情報提供を受けることに同意します。					
署名					

大学から提供された個人情報は、組合費の算定と組合費控除のために使用します。

<組合費月額> 常勤職員：基本俸給×0.7%，契約職員：600円